

# 第4次小牧市行政改革大綱

平成19年3月

小 牧 市

はじめに

行政改革の背景と必要性	… P.	1
1 行政改革の経緯		
2 行政改革の必要性		
3 行政改革の目的		

行政改革の内容

1 新たな社会の変化に対応した行政運営	… P.	3
(1) 市民協働の推進		
(2) 民間活力の導入		
(3) 公正の確保と透明性の向上		
(4) 外郭団体の見直し		
2 健全な財政運営	… P.	4
(1) 事務事業の見直し		
(2) 補助金等の見直し		
(3) 財政の健全化		
(4) 地方公営企業等の経営健全化		
(5) 公の施設の有効活用		
3 効率的な組織の確立	… P.	5
(1) 組織体制の整備		
(2) 定員管理・給与の適正化		
(3) 人材育成の推進		
(4) 電子自治体の推進		

推進体制	… P.	7
------	------	---

用語解説	… P.	8
------	------	---

## はじめに

本市は、昭和61年度から平成18年度までの第3次にわたる行政改革大綱のもと、事務事業の見直しや、職員数の削減など、行政改革に取り組んできました。しかしながら、将来にわたって持続可能な自治体運営を保持し、市民生活に必要な公共サービスを安定的に供給していくためには、これまでも増して徹底した事務事業の見直しや、効率的な市政運営が求められています。

こうした中、平成19年度から新たに始まる第4次小牧市行政改革の大綱策定にあたり公募の市民、団体の代表、学識経験者で構成する小牧市行政改革推進委員会を設置し、ご審議をいただき、本年2月に、第4次小牧市行政改革大綱への提言をいただきました。

市は、この提言を尊重し、迅速かつ的確に行政改革に取り組むため、第4次小牧市行政改革大綱を策定いたしました。この第4次小牧市行政改革大綱は、第5次小牧市総合計画を推進していく根幹としての役割を担っています。

今後も、公平・公正な市政運営をすすめ、常に市民の皆さんから信頼される市政を目指し、行政改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

小牧市長 中野直輝

# 第4次小牧市行政改革大綱

## 行政改革の背景と必要性

### 1 行政改革の経緯

小牧市では、時代とともに変化する様々な行政への要望に応え、市民が暮らしやすく、いきいきとした地域社会を目指して、昭和61年3月に小牧市行政改革大綱を策定しました。その大綱に沿って、従来実施してきた事業を見直し、OA化を進めるなど、行政の合理化・効率化に努めました。

その後も、高齢化が進み、環境に対する意識が高まるなど、変化し続ける社会に対応するため、平成8年11月に第2次小牧市行政改革大綱、平成13年12月に第3次小牧市行政改革大綱を策定し、概ね5年を目安に目標を定め、時代の変化に対応した行政改革を進めてきました。

第3次小牧市行政改革大綱では、平成14年度から平成18年度の5年間で「市民参加による行政運営と市民サービスの向上」「健全な行財政運営と行政評価システム<sup>—1</sup>の導入」「新たな人事制度の構築と効率的な行政体制の確立」の3つの基本方針の達成に向けて、改革に取り組んできました。

また、平成17年3月29日に国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け、市では、平成18年3月に第3次小牧市行政改革大綱の基本方針に沿い、より一層効果的で質の高い公共サービス<sup>—2</sup>の提供を目指すため、小牧市集中改革プランを策定しました。

### 2 行政改革の必要性

少子高齢化が進み、今後人口が減少していくことにより、社会や経済の情勢はどんどん変化していきます。行政としては、福祉などのために必要な経費は増えていく一方、それに見合った安定した収入・財源を見込むことは困難であり、財政状況は厳しくなっていきます。そして、新たな市民ニーズに応えていくことはもちろん、既存のサービスを維持していくことさえ困難になることも予想されます。

また、限られた行政資源<sup>—3</sup>のもと、地域における公共サービスを行政が単独で担うには、限界があります。これらの困難な課題を克服し、効率的な市政運営を確立し、質の高い公共サービスの提供をしていくために、更なる行政改革が必要です。

### 3 行政改革の目的

第5次小牧市総合計画に掲げる事業を着実に実現し、市の将来像「人と緑 かがやく創造のまち」を実現するためには、限られた行政資源を最大限に活用し、地方分権<sup>—4</sup>に対応できる自立した市政運営を目指さなければなりません。

そのため、市民と行政が現状を正しく認識し、将来を見据え、課題の解決に向けて知恵を出し合い、市民と行政がお互いに手を取り合い改革に取り組むことによって、持続可能な市政運営を確立します。

そして、市が推進する施策や事務事業について、その必要性を検証し、優先度を明らかにするなど、選択と集中による、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

## 行政改革の内容

### 1 新たな社会の変化に対応した行政運営

少子高齢化による人口減少社会<sup>—<sup>5</sup></sup>の到来、分権型社会<sup>—<sup>6</sup></sup>の進展等により公共サービスの領域が拡大する中、市民ニーズは多様化・高度化してきています。

このような社会の変化に対応するため、市民と行政との協働体制の構築をしていくとともに、N P O<sup>—<sup>7</sup></sup>等の様々な公共サービスの担い手との協働を更に推進していきます。

また、透明で、地域に開かれた行政とするため、情報公開に積極的に取り組んでいきます。

#### (1)市民協働の推進

さまざまな地域の課題を身近に把握している市民やN P O等、多様な主体との協働を推進します。そして地域の課題に応じた公共サービスを提供していきます。

また、公共サービスを担う団体等とは、行政と対等な立場で連携しながら、その活動を支援します。

#### (2)民間活力の導入

民間に委ねることで、効率的になったり、市民サービスの向上が見込めるものについては、公的責任に留意しながら、P F I<sup>—<sup>8</sup></sup>の導入を含め検討するなど、民間の力を積極的に活用します。

また、市と民間との役割分担の明確化を行う指針の策定を行います。

特に、公の施設<sup>—<sup>9</sup></sup>の管理運営については、指定管理者制度<sup>—<sup>10</sup></sup>を有効に活用していきます。

#### (3)公正の確保と透明性の向上

行政運営のパートナーである市民に対して、行政の持つ情報を積極的に提供し、情報の共有化を図ります。そのため、市ホームページの充実・

強化を図るとともに、パブリックコメント制度—<sup>11</sup>を推進します。

また、個人情報の保護に努めながら、情報公開条例の適正な運用を図ります。

#### (4) 外郭団体—<sup>12</sup>の見直し

これまで外郭団体は行政を補完し、その特性を活かして特定の行政課題に対応してきました。しかしながら、指定管理者制度の導入や民間事業者の成熟等、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、外郭団体等の改革に関する指針を作成します。そして、外郭団体の設立目的や業務範囲等を検証し、効率化について更に改善を促します。

## 2 健全な財政運営

現在、長期的には少子高齢化社会—<sup>13</sup>の本格的な到来により、市税収入の大幅な伸びを見込むことが難しいいうえ、介護や医療等の福祉に関する費用の増加が見込まれています。

こうした状況の中で、施策・事業を常に見直し、社会の変化に対応できる健全で安定した財政運営の確立を図ります。

### (1) 事務事業の見直し

限られた行政資源を有効に活用するため、事務事業の優先度を明らかにし、積極的に事務事業を見直し、スクラップ・アンド・ビルド—<sup>14</sup>に取り組みます。

事務事業の見直しには、行政評価を活用します。

また、行政評価を実施する際、評価対象には、事務事業のみならず、施策も対象として検討します。

### (2) 補助金—<sup>15</sup>等の見直し

各種補助金等については、その性質や効果等を検証し、統廃合の検討等、定期的な見直しを行います。

### (3)財政の健全化

常に財政が健全であるよう努めていく必要があります。このため中期財政計画<sup>—16</sup>を策定し、計画的な財政運営を行います。また、市民に対し財政状況を分かりやすく公表します。

また、資産・負債等の情報についても外郭団体を含めた市全体の情報の作成・公表を検討します。

市税等の収納率向上のための体制強化、適正な使用料・手数料等の検討等により、自主財源の確保に努めます。

経費全般にわたる見直し、将来的な負担を考慮した適正規模の市債発行、公共工事等における入札制度の改善等を推進します。

### (4)地方公営企業<sup>—17</sup>等の経営健全化

地方公営企業については、設置目的に合った公共サービスを提供するとともに、公営企業としての経済性を考慮し、収入の確保と経費の節減に努め、経営の健全化を進めます。

そのため、中期・長期経営計画を策定し、経営改革の推進に取り組んでいきます。

### (5)公の施設の有効活用

市民の貴重な財産である公の施設は、適切な維持修繕により長寿命化を図ることが必要です。そして、より多くの人々に利用されるよう、市民ニーズ等を配慮し、利用目的の変更や多目的化するなどして有効活用を図ります。

## 3 効率的な組織の確立

多岐にわたる行政運営を効率的に実施し、変化する社会に柔軟に対応できるように、市の組織体制を確立します。

また、職員一人ひとりが社会の変化に対応し、自ら業務改善に取り組み、市民とともに行動できるように、人材育成に努めます。



## (1)組織体制の整備

市民から見てわかりやすい組織体制の確立を図ります。

市民サービスの向上のため、サービスの提供を行う事業部門に予算などの権限を移し、各部門長のリーダーシップのもとに経営機能が発揮できる組織を検討します。

## (2)定員管理・給与の適正化

市職員の定員適正化計画 <sup>—18</sup>を推進し、定員管理・給与の適正化に努めます。

そのため、民間活力や再任用職員 <sup>—19</sup>、嘱託職員 <sup>—20</sup>、任期付職員 <sup>—21</sup>など多様な雇用形態を推進し、効果的・効率的な職員配置を行います。

各種手当等について、業務内容及び社会の変化を踏まえ適正化に努めます。

## (3)人材育成の推進

社会の変化に対応し、多様化する行政課題に迅速に対応できる職員の育成を図ります。

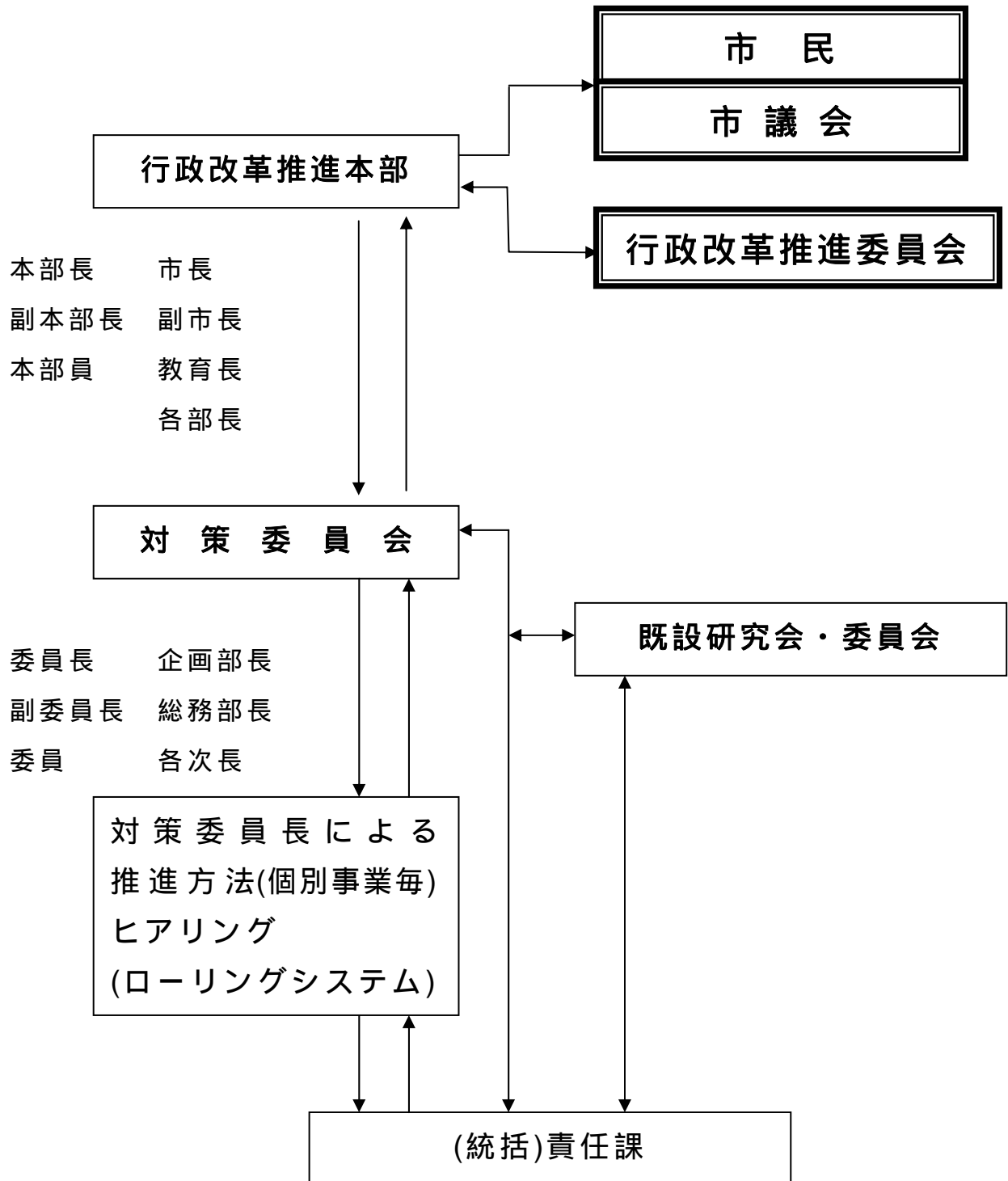
また、人事評価システムの活用により、能力、実績を重視した人事管理を行います。職員の努力が公正に評価される制度を確立し、職員の「能力」「意欲」を最大限に引き出します。

## (4)電子自治体の推進

IT <sup>—22</sup>を活用し、市民との情報の共有化や市民参加の機会を拡充します。また、行政手続きの電子化や簡略化等により、市民サービスの更なる向上と業務の効率化を図ります。

システムの開発や運用においては、小牧市内だけにとらわれず広域的な対応も検討します。また、個人情報の保護など情報の管理に的確に対応します。

# 推進体制



## (用語解説)

### 1 行政評価システム

行政の活動を主に市民に対し、どのような成果をあげたのかという視点から客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させるとともに、市民に分かりやすく説明することによって、より効率的で効果的な行政運営を追及する。評価の対象により、事務事業評価、施策評価、政策評価に区分される。

### 2 公共サービス

市民の福祉の向上を目的に、公的な機関によって提供されるサービスのこと。最近では、これをすべて公的な機関が担うのではなく、NPOや民間事業者等と協働し提供されている。

### 3 行政資源

ヒト（人材）、モノ（施設・備品）、カネ（財源）など行政活動のもとになるもののこと。

### 4 地方分権

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国の権限や財源を地方に移譲するとともに、地方に対する国の関与の縮減を図ること。

### 5 人口減少社会

これまでの日本のように、毎年の死亡人口よりも誕生人口のほうが多く人口が自然増していく社会ではなく、新しく誕生する新生児の数が少なく、人口の自然増が期待できない社会。

### 6 分権型社会

住民が、みんなに関係する地域のさまざまな問題を解決するために、自分から行動し、やりがいを持って社会貢献できる社会

### 7 NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「Non Profit Organization」の略。通常、民間非営利組織。

### 8 PFI

公共施設などの設計・建設・維持管理・運営に民間の資金とノウハウを活用し、民間主導のもとで効率的で効果的な公共サービスの提供を計る方法。「Private Finance Initiative」(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略。

### 9 公の施設

市民会館、野球場等スポーツ施設、公園、コミュニティセンターのような、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。

### 10 指定管理者制度

民間の能力を活用することによって、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図るため、公の施設の管理を市が指定する法人やその他の団体が行う制度。

### 11 パブリックコメント制度

重要な計画や条例などを制定する際に、原案の段階で市民に公表して意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する制度。

### 12 外郭団体

市からの財政支出や人的支援の状況から判断して、市と関連が深い団体をいう。団体の運営が本市の継続的な財政支出に大きく依存しているものを含む。

### 13 少子高齢化社会

「少子化」と「高齢化」が同時進行する社会。「少子化」とは、子どもの出生率が激減している現象をいい、「高齢化」とは、高齢者（65歳以上）の人口比率が上昇している現象をいう。

---

#### 14 スクラップ・アンド・ビルド

老朽化した建物・設備を一度廃棄や取り壊して、その後最新鋭の技術などを生かした新しい設備などにリニューアルさせること。自治体組織に対しても同様に再構築すること。

#### 15 補助金

団体、個人が行う特定の事務事業等に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく行う金銭的給付。

#### 16 中期財政計画

向こう5年間の事業の見通しや実施計画に基づき、収入・支出の予定額を算出したもの。計画期間中の行政運営の状況を把握し、効率的かつ計画的な行政運営を行うための指針となる。

#### 17 地方公営企業

都道府県などの地方公共団体が、住民の福祉増進を目的として経営する企業のこと。民間企業と同じように、企業としての経済性が求められる。一般の行政機関も、地方公営企業も、利潤の追求が目的ではなく、あくまでも公共の福祉の増進を目的としているが、一般の行政機関では税金で経費をまかなっているのに対して、地方公営企業は、原則として民間の会社と同様に「独立採算」で経営されている。たとえば、水道事業では、水道料金などの料金収入によってまかなわれている。

#### 18 定員適正化計画

社会経済情勢が大きく変化する中、簡素で効率的な行財政システムを構築するため、計画期間を定め行政需要の増加に伴う職員増を最小限にとどめるよう職員の定員の数値目標を設定し取り組む計画。

#### 19 再任用職員

地方公共団体の定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により再び採用された者のこと。任用形態は常勤（常時勤務を要する職）と非常勤（短時間勤務の職）とがある。本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識・経験を社会的に活用するとともに、定年以後の生活を支えるため導入された制度。

#### 20 嘱託職員

臨時的任用職員以外の非常勤職員で職務遂行上、その専門的知識、技能を市長が特に必要と認め採用された職員。

#### 21 任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき採用される職員。任用形態は常勤（常時勤務を要する職）と非常勤（短時間勤務の職）とがある。

#### 22 IT

コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。コンピュータおよび通信ネットワークの発展に伴い、情報の高付加価値化、効率化を目指す電子情報活用技術全般を指す。「Information Technology」(インフォメーションテクノロジー)の略。最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性を明確にするため、「ICT」(Information & Communications Technology)(インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー)と用いることもある。